

愛媛県飼料検定条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧																												
<p>愛媛県飼料検定条例</p> <p>昭和52年3月25日 条例第9号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)第27条第1項後段の規定による検定(以下「検定」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>飼料検定手数料</p>	<p>愛媛県飼料検定条例</p> <p>昭和52年3月25日 条例第9号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)第4条第1項後段の規定による検定(以下「検定」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>飼料検定手数料</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配合飼料で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号。以下「政令」という。)第1条第1号又は第2号に掲げる動物に使用されるもの</td> <td>1件につき 49,100円</td> </tr> <tr> <td>配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動物に使用されるもの</td> <td>1件につき 32,100円</td> </tr> <tr> <td>とうもろこしと魚粉とを混合した飼料</td> <td>1件につき 16,400円</td> </tr> <tr> <td>フィッシュソリユブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料</td> <td>1件につき 38,300円</td> </tr> <tr> <td>魚粉</td> <td>1件につき 24,200円</td> </tr> <tr> <td>フェザーミール</td> <td>1件につき 29,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表において「配合飼料」とは、法第26条第1項の規定によりその栄養成分量のすべてにつき公定規格が定められた飼料をいう。</p>	品目	手数料の額	配合飼料で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号。以下「政令」という。)第1条第1号又は第2号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき 49,100円	配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき 32,100円	とうもろこしと魚粉とを混合した飼料	1件につき 16,400円	フィッシュソリユブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料	1件につき 38,300円	魚粉	1件につき 24,200円	フェザーミール	1件につき 29,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配合飼料で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号。以下「政令」という。)第1条第1号又は第2号に掲げる動物に使用されるもの</td> <td>1件につき 49,100円</td> </tr> <tr> <td>配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動物に使用されるもの</td> <td>1件につき 32,100円</td> </tr> <tr> <td>とうもろこしと魚粉とを混合した飼料</td> <td>1件につき 16,400円</td> </tr> <tr> <td>フィッシュソリユブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料</td> <td>1件につき 38,300円</td> </tr> <tr> <td>魚粉</td> <td>1件につき 24,200円</td> </tr> <tr> <td>フェザーミール</td> <td>1件につき 29,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表において「配合飼料」とは、法第3条第1項の規定によりその栄養成分量のすべてにつき公定規格が定められた飼料をいう。</p>	品目	手数料の額	配合飼料で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号。以下「政令」という。)第1条第1号又は第2号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき 49,100円	配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき 32,100円	とうもろこしと魚粉とを混合した飼料	1件につき 16,400円	フィッシュソリユブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料	1件につき 38,300円	魚粉	1件につき 24,200円	フェザーミール	1件につき 29,600円
品目	手数料の額																												
配合飼料で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号。以下「政令」という。)第1条第1号又は第2号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき 49,100円																												
配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき 32,100円																												
とうもろこしと魚粉とを混合した飼料	1件につき 16,400円																												
フィッシュソリユブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料	1件につき 38,300円																												
魚粉	1件につき 24,200円																												
フェザーミール	1件につき 29,600円																												
品目	手数料の額																												
配合飼料で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号。以下「政令」という。)第1条第1号又は第2号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき 49,100円																												
配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき 32,100円																												
とうもろこしと魚粉とを混合した飼料	1件につき 16,400円																												
フィッシュソリユブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料	1件につき 38,300円																												
魚粉	1件につき 24,200円																												
フェザーミール	1件につき 29,600円																												